

報告第2号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額を次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和2年11月30日提出

亀岡市長 桂川孝裕

専決第13号

専 決 処 分 書

損害賠償額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年11月9日

亀岡市長 桂川孝裕

損害賠償額の決定について

市は、交通事故による損害賠償の額を下記のとおり決定する。

令和2年11月9日専決

亀岡市長 桂川孝裕

記

- 1 損害賠償の額 28,600円
- 2 損害賠償の相手方 亀岡市在住 69歳男性

3 事故の概要

令和2年10月13日午後7時50分頃、亀岡市大井町並河1丁目地内において、亀岡市消防団大井分団の団員が小型ポンプ積載車をポンプ格納庫前に駐車し降車した際にサイドブレーキを引き忘れたため、自然発車した当該車両が進行方向にあった相手方住宅に衝突し、相手方住宅の入口引き戸が損傷した。

損害賠償額の決定について

- 1 損害賠償の額 28,600円
- 2 損害賠償の相手方 亀岡市在住 69歳男性

3 事故の概要

令和2年10月13日午後7時50分頃、亀岡市大井町並河1丁目地内において、亀岡市消防団大井分団の団員が小型ポンプ積載車をポンプ格納庫前に駐車し降車した際にサイドブレーキを引き忘れたため、自然発車した当該車両が進行方向にあった相手方住宅に衝突し、相手方住宅の入口引き戸が損傷した。